

平成 24 年 3 月 27 日開催 議会改革特別委員会について（協議の概要）

1 日時 平成 24 年 3 月 27 日（火）開会：午前 9 時 30 分 閉会：午前 11 時 50 分

2 場所 議会棟 3 号委員会室

3 出席者

委員長 篠原正寛（政新会）
副委員長 岩下彰（市民クラブ改革）
委員 今村岳司（にしのみや未来）
大石伸雄（政新会）
西田いさお（むの会）
野口あけみ（日本共産党西宮市会議員団）
町田博喜（公明党議員団）
他に地方自治法の規定に基づき、白井啓一議長が出席

4 欠席者

なし

5 傍聴議員

岸利之、よつや薫

6 一般傍聴者

1 名

7 説明員

（議会事務局）

議会事務局長 木田秀
次 長 北林哲二
庶務課長 村本和宏
議事調査課長 宮島茂敏

8 協議事項について

（1）請願及び陳情の取扱いについて

前々回の委員会（2月 20 日開催）に引き続き、請願及び陳情の取扱いについて協議しました。

まず、前回までの委員会で出された各委員の意見をまとめた資料と議長供覧基準の改正について各会派の意見をまとめた資料を委員長から配付し、以下の項目について協議しました。

次回の委員会（4月 16 日開催予定）で引き続き協議を行う予定です。

陳情の本人確認

前々回までの協議で、事務局から提案された本人確認書(素案)については、各委

員の意見を聴取した結果、了承されましたが、本人確認を必要とする会派と不要とする会派に分かれています。

陳情の持参受付以外による提出

前々回までの協議で、委員長が提案した「審査する陳情は、原則として持参された陳情とする。ただし、相応の理由があれば例外を認める。」について、持ち帰り検討した結果を各委員から聴取しました。その結果、委員長提案のとおりとする会派とこれまでどおり審査するという会派に分かれています。

陳情の住民でないものの提出

前々回までの協議で、住民でないものが提出した陳情について、原則として審査しないが、議長が提起して議会運営委員会で協議・確認された場合に例外として審査を行うとする会派とこれまでどおり審査するという会派に分かれていましたが、本日の協議で改めてこのことが確認されました。

請願・陳情の意見表明機会

前々回までの協議で、請願については、請願者に意見表明機会を提供する方向で協議するという事で意見の一致を見えています。協議を行った結果、人数要件を「代表者(2名以内)とすること」、発言要件を「すべての発言は委員長の許可を得てこれを行うこと」とすることで意見の一致を見ました。また請願者の請願趣旨の説明と質疑応答については、次回の委員会までに委員長が各委員の意見をまとめたものを提示することになりました。

陳情の議長供覧基準

前々回までの協議で、陳情の議長供覧基準に追加すべきとして提案された4項目「明らかに市の事務に属さないもの」「すでに願意が達成されているもの。又は、実現の見通しが明らかなもの」「明らかに実現性がないもの」「他、議会が関与することが適当でないと認められるもの」については、提案会派以外の委員は、これを持ち帰り、会派で検討し、賛否及びその理由を次回の委員会で報告することになりました。

(2) 役職者の報酬加算について

前々回の委員会に引き続き、役職者の報酬加算について協議しました。

前々回の委員会で、各委員から出された役職者の職務及び選出方法の改善についての意見と、それらを踏まえて委員長が提案する改善案について、各委員の単純な賛否を加えた資料を委員長から配付し、各委員の意見を聴取しました。その上で、当面6月までに間に合わせる改善内容として、「休会中委員会の開催を決める、もしくは月例開催にする」「所管部局との情報交換を定例化する」「年次テーマ等については必ず委員会協議とする」「委員会予算制度を検討する」「事前準備からのスケジューリングを標準化する」「職務や求められる行為を明文化し、周知する」を協議する項目として抽出しました。

次回の委員会で引き続き協議を行う予定です。

(3) 視察旅費について

前々回の委員会に引き続き、視察旅費について協議しました。

前回までの委員会で、各委員から出された視察の改善についての意見と、それら

を踏まえて委員長が提案する改善案について、各委員の単純な賛否を加えた資料を委員長から配付し、各委員の意見を聴取しました。協議の結果、「視察旅費の用途に関する規程、慣例を成果本位に見直す」「目的地の種別に制限がないことをあらためて確認する」については、意見の一致を見たため、次回の委員会から各委員は、どうなればいいのかというイメージを持ち寄り協議することとなりました。また、「委員会企画を委員長一任から合議制にする。」「企画会議から資料作成、事前勉強会、事後発表会までを一連の流れとして定める」については、協議を行うことについては、意見の一致を見たため、同様に協議することとなりました。

次回の委員会で引き続き協議を行う予定です。

(4) 議会基本条例について

前々回の委員会に引き続き、議会基本条例について協議しました。

各委員から聞き取った議会基本条例に対するイメージをまとめた資料を委員長から配布しました。

イメージの共有化を図ろうとする項目のうち、「議会の活性化とは何か」について、協議を行った結果、「地方議会・議員が有する議事機関としての権能が最大限活用され、議会全体はもちろん各議員も公平な立場から積極果断に市政の課題に取り組み、品質の高い政策提案・議案審査・行政監視によって住民の福祉の増進が図られている状態」とすることで意見の一致を見ました。

次に「市民からの関心や信頼が向上しているとはどういうことか」について、協議を行った結果、「質の高い議会活動と質の高い広報活動を行い、そのことによって高まる関心や信頼がさらに議会や議員の質を高めるという相乗効果を生み、投票基準の変化や投票率の向上をもたらすこと」とすることで意見の一致を見ました。

なお、これら議会基本条例のイメージについては、条例の理念部分に内蔵することとされました。次回の委員会では、委員長が議会基本条例の進め方について、提案する予定です。

次回の委員会で引き続き協議を行う予定です。

(5) その他

委員から配布資料に通し番号を付けてほしいとの要望があり、今後、そのようにすることになりました。

参考

次回以降の委員会の日程

平成 24 年 4 月 16 日 (月) 午後 1 時 30 分～午後 4 時

平成 24 年 4 月 27 日 (金) 午前 9 時 30 分～正午

平成 24 年 5 月 11 日 (金) 午後 1 時 30 分～午後 4 時

平成 24 年 5 月 25 日 (金) 午前 9 時 30 分～正午

平成 24 年 6 月 6 日 (水) 午前 9 時 30 分～正午

以 上